

**現状分析**

政府の推進するデジタル化施策をはじめ、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により社会全体で様々なデジタル化が進む中で、小規模かつ高齢の多い生衛業者は、以下のデータが示すように変革に対応出来ていないのが現状である。

- キャッシュレス決済の対応状況では、約60%が対応していないと回答（日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査2019年9月」）
- 生活衛生関係営業者の多くが占める資本金500万円以下の非製造業の企業では、IT関係投資が極めて少ない（資本金500万円～1億円の非製造業の1/30、他業種の1/7）（平成29年度情報処理実態調査）

今後、生活衛生関係営業者がデジタル化の流れから取り残されることは、生衛法第一条に規定される、生活衛生関係営業の健全な経営、振興等を通じて公衆衛生の維持、消費者の利益擁護を図るといった目的を果たすことに支障が生じることが予想される。

**課題**

生活衛生関係営業者は、小規模、かつ経営者が高齢であるという点で、デジタル化を含んだ事業方針を立てられない事業者が多く存在する。デジタル化に対する意識の醸成が大きな課題である。

○事業方針の中にデジタル化が含まれる割合は、規模が大きいほど高く（従業員300人以上58.5%に対し0～20人36.0%）、また、経営者の年齢が若いほど高い（30代以下47.3%に対し、70代以上37.8%）。（中小企業庁「中小企業白書2021」）

**事業概要**  
新規 既存 モデル 大幅見直し

生活衛生関係営業者がデジタル化を進めるために必要な知識やノウハウをサポートし、各業種の業態に適したデジタル化のモデル開発と普及を図る取組等により、生衛業界のデジタル化を支援する。

○具体的には①相談員及び事業者研修を通してデジタル化の支援及びスキルアップを実施、②好事例を発見し、ナレッジとして横展開し、③モデル事業を選定し、中小企業診断士等の専門家の支援によって先進事例として都道府県ごとに実践、先進事例として地域相談員を中心に周知する。

